

小野田商工会議所優良技能社員表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、小野田商工会議所会員事業所における優秀な技能社員を表彰し、技能職社員の確保と技能の向上をはかることを目的とする。

(被表彰該当者)

第2条 次の各号の一に該当する勤続3年以上の在職者で、当該事業所が推薦する業務に精励、他の模範となる優良技能社員である者。

- ① 国、県及び市の実施する技能検定に合格した者及び競技大会に入賞した者。
- ② 労働安全衛生法にもとづく免許または認定職種での技能講習終了認定を受けた者で、免許または認定取得後1年以上経過した者。
- ③ 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許職種で免許を受け、1年以上経過した者。
- ④ 全国組織または県、市組織による業種団体等が認定する技能職種で、会員福祉委員会が認める者。
- ⑤ 10年以上自動車運転を専従職種とする者で、過去5年間無事故・無違反運転者。

(被表彰該当者の推薦)

第3条 前条の被表彰該当者を推薦しようとする事業所は、本商工会議所が指定する期日までに、優良技能社員表彰候補者推薦調書(別紙様式2)の他、技能職種に係る合格証書、認定証書、検定証書、免許証、競技大会表彰状等の写しを添付して提出するものとする。

なお、前条第5号により推薦する場合は、運転記録証明書(無事故・無違反記録証明書)を併せて提出するものとする。

(表彰候補者の審査)

第4条 前条により、当該事業所から推薦された優良技能社員表彰候補者の審査は、会頭の諮問に応じ、本商工会議所総務委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、委員会の推薦に基づき会頭が行う。

(再表彰)

第6条 前条により受賞した社員が、受賞時の事業所に引続き在職し、5年以上経過した場合は、再び本規定により表彰を受けることができる。

(表彰人員)

第7条 この規定による1事業所の表彰人員は、毎年3名以内とする。

(表彰)

第8条 表彰は毎年7月1日に行い、表彰状と記念品を贈り、これを公表する。

2 但し、前項に定める表彰の日が、本商工会議所の休日にあたる時、又は本商工会議所事業の遂行上必要のあるときは、表彰の期日を変更することがある。

附 則

この規定は、昭和45年3月30日から施行する。

附 則

この規定は、昭和56年9月29日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年7月9日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年10月1日から施行する。